

第10章 平成10年意匠法の一部改正

第1節 平成10年改正の概要

1 背景

昭和34年意匠法制定時以降、我が国の産業は欧米からの技術の導入、大量生産・大量消費による効率化、低価格化、品質管理等によるキャッチアップ型の発展を遂げてきた。

この間、我が国におけるデザイン開発は大きくレベルアップしたが、アジア諸国も急速にデザイン力をつけてきた中で、更なる全体的なレベルアップが求められた。他方、意匠権の取得の観点からは、未だ創作レベルの低い出願も多いため権利が乱立しており、デザインレベルの向上に応じた保護の必要性が高まっていた。

また、従来の意匠制度では、デザイン開発実態の多様化、巧みな模倣の実態に対応できない場合があり、デザイン開発への投資のインセンティブを維持させるためにも、広く強い意匠権によりデザインの保護強化を図る必要性が高まっていた。

このような国内外の経済状況等の変化を背景とすれば、レベルの高い創作の競争を促す仕組みの構築、経済活動のグローバル化の進展に応じた制度的対応が重要であり、また多様なデザインを簡便な手続により、幅広く保護し、強い権利を容易に行使することができる仕組みの構築が必要とされた。

従って、何を保護すべきか、どのように保護すべきかといった観点から、意匠制度を法制度、運用の両面から総合的かつ抜本的に見直すことが必要になってきた。

こうした社会情勢の変化をうけ、現代のデザイン開発の実態に即応した法的保護を実現するため、昭和63年に特許庁内に意匠制度検討委員会が設置され、諸外国の意匠制度の実態調査（財団法人知的財産研究所に委託）や、早期保護の実現を目指し、出願から登録までの期間を1年にするDR1計画を策定する等、意匠法改正に先立ち、魅力ある意匠制度を実現するための様々な検討がされてきた。この委員会の検討結果は、『意匠登録制度改革に関する中間報告書』と題する報告書にまとめられた。

そして、こうした特許庁内での検討、研究は、平成6年の意匠制度ラウンドテーブルに引き継がれていく。

2 意匠制度ラウンドテーブル

意匠制度ラウンドテーブルは、平成6年9月に、河本 特許庁審査第一部長 が主宰する懇談会として、満田重昭 千葉大学法学部教授 座長以下、庁内外の意匠関係有識者により構成され、近年の広範なデザイン活動の実態と意匠保護のあり方に関する要請を的確に把握し、それらに対応した魅力ある意匠制度のあり方、及び今後の意匠行政の方向性について検討することを目的として設置され、全5回の委員会で討議、検討が行われた。その検討結果は、『魅力ある意匠制度の確立に向けて』と題する報告書にまとめられている。この中で、昭和34年意匠法で定義する「意匠」の範囲に止まらない、より幅広い「デザイン」を保護対象として視野に置くべきであること、かつ、国際的ハーモナイゼーションの観点が不可欠であるとの指摘があった。これらの観点を検討に際しての基本スタンスとして、現状の意匠保護のニーズを的確にとらえると共に、国際ハーモの中でも基本理念として挙げられるユーザーフレンドリーを指向することが求められた。こうした報告内容は、以後、意匠制度のあり方を

検討する上での指針となった。

3 意匠制度検討特別委員会

意匠制度検討特別委員会は、平成8年10月に、中山信弘 東京大学法学部教授を委員長として、産業界、法曹界、弁理士界、学界等の有識者により構成され、社団法人日本デザイン保護協会（JDP）に設置された。その目的は、意匠制度をとりまく内外の情勢を踏まえて、意匠制度に関する諸問題を調査、検討し、提言することにより、意匠制度の発展に寄与することである。

この委員会は、全9回の会合を開催し、その中で、国際化時代に対応した創造的なデザインの保護強化を基本的理念として、法制度・運用の両面から制度全般を見直すことを掲げ、討議された。またその間、意匠制度利用者を対象としたアンケート、公聴会等を実施し意匠制度のあり方、及び運用に関する調査を行い、こうした調査結果を踏まえながら意匠制度の抱える様々な課題を洗い出し、整理、検討がなされた。その検討結果は、『国際化時代に対応した創造的デザインの保護強化』と題する報告書にまとめられている。この報告書は、“意匠法改正に向けての提言”ともいえるものであり、特許庁は、この検討結果をベースとして意匠法改正案を次期通常国会に上程することを目標とした検討を開始した。

4 意匠制度ワーキンググループ

意匠制度検討ワーキンググループは、平成9年4月に、工業所有権審議会意匠小委員会のための事前検討会として、社団法人日本デザイン保護協会（JDP）に設置された。このワーキンググループは、意匠制度検討特別委員会の報告書の内容を個別にさらに深めるため、中山信弘 東京大学教授 を委員長とし、学界、法曹界の有識者10名によって構成され、全9回の会合を開催した。

5 工業所有権審議会意匠小委員会の設置から改正まで

意匠制度検討特別委員会での検討結果をもとに、特許庁では、さらなる検討を進め、平成9年4月に開催された工業所有権審議会第33回総会において、工業所有権審議会法制部会の下に意匠小委員会が設置され、意匠制度のあり方に関し、内外経済環境の変化、国際的な整合性等を勘案しつつ、手続の簡素化を含め、幅広い観点から本格的な調査、検討が開始されることになった。

意匠小委員会は、平成9年6月より、中山信弘 東京大学法学部教授を委員長として、産業界、デザイン界、法曹界、弁護士界、弁理士界、学界、マスコミ等の各界より委員を選出し、全7回の会合を開催し、多数の検討項目について審議を行った。その検討結果は、『デザイン創造時代へ向けて』と題する報告書にまとめられた。

その後、平成9年12月に開催された工業所有権審議会総会において『意匠制度の見直しについて』と題する答申が発表され、我が国産業を取り巻く環境の変化、国内外の経済状況等の変化を背景として、①創造的デザインの保護（広く強い権利）の実現、②国際化時代への対応、③利用者の使いやすさの向上、④早期保護の4点を制度見直しの柱として、意匠制度を法制度、運用の両面から総合的、かつ抜本的に見直すことが必要であるとの結論を得た。

以上の経緯を経て、平成10年2月10日「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同年同月12日に第142回通常国会に上程、同年4月7日衆議院の審議が終了、可決、同年同月24日参議院の審議が終了、可決、同年5月6日に公布（法律第51号）となった。そして、翌平成11年1月1日に「特許法等の一部を改正する法律」のうち、意匠法の改正に係る主たる部分が施行された（一

部、国と民間との共有に係る特許料の減免等に係る法律は、同年4月1日施行)。

新意匠法の改正内容は、基本的には、平成9年12月16日に出された工業所有権審議会答申の内容を、ほぼそのまま踏まえた改正となっている。

第2節 意匠制度ラウンドテーブル

1 設置の趣旨

昭和34年意匠法が制定されて以降、ソフト産業やサービス産業の発展など産業構造の質的变化や高度情報化、生活文化の変化等に伴って、デザイン概念あるいはデザイン活動の対象は大きく変化してきている。さらに、デザインの対象は、ものに関するデザインから、ものともものとの関係についてのデザインへと広がり、実態がインタンジブル(intangible: 実態のない、触れることのできないもの)化しているといわれていた。

こうしたなかにあつて、意匠法が制定以降35年以上も抜本的改正がなされなかったことから、デザイン活動の実態と保護の現状に乖離があるのではないかと、との問題意識が「意匠制度ラウンドテーブル」設置のきっかけとなった。

検討の中でも意匠法で定義する「意匠」の範囲に止まらない、より幅広い「デザイン」を保護対象として視野に置くべきであるとの提言があり、かつ、経済活動において国境がなくなりつつある今日における意匠保護制度については、国際的ハーモナイゼーションの観点が不可欠であることが強調されている。

2 開催概要

- 第1回：平成6年 9月30日 議題「意匠行政に関する従来議論及び問題の所在」
- 第2回：平成6年11月30日 議題「デザインの現状把握」「現行法上の未保護デザイン」
- 第3回：平成7年 1月26日 議題「未保護デザインへの対応」「意匠権の効力」
- 第4回：平成7年 3月30日 議題「新たな保護体系」
- 第5回：平成7年 5月30日 議題「報告書骨子“魅力ある意匠制度の確立へ向けて”」

3 構成メンバー

満田重昭 座長（千葉大学法経学部教授）以下、庁内外の意匠制度有識者17名により構成。

4 報告書『魅力ある意匠制度の確立に向けて』の概要

報告書の概要は、以下の通りである。

(1) 魅力ある意匠制度

「意匠制度ラウンドテーブル」において提言、検討された各種観点に基づき、デザイン活動をより活性化させていくための意匠制度の役割、望まれている方向性として、次の3点を主要な観点とする。

① Initial Protection 早期保護

情報の早期流通、製造技術の高度化等により、模倣が短期間にかつ容易に行い得るところから、意匠の早期保護のニーズは、一層顕著となっている。

② Wide scope of Protection 幅広い保護

経済活動がグローバル化していることに伴う広域での保護の要請、また、デザイン活動の対象が広範になっていることに伴い、従来の保護対象を越えた種々の対象について保護の要請がある。

③ Simple System 簡素な手続

意匠保護のシステム、出願手続についての簡素化の要請が高まっている。

(2) 我が国の意匠保護の現状と問題点

① 意匠保護に望まれる事項

(ア) 早期保護の要請

意匠制度に対して早期権利化の要望が極めて高く、これに対して意匠課は、平均審査要処理期間を1年以内にするための運用施策として「DR1計画」を推進しているが、依然として各件毎の対応において短縮感が希薄であり、更なる早期権利化の要望が強い。

こうした要望に対して、ファーストアクション（登録査定あるいは拒絶理由通知など、当該出願に関する審査結果について何らかの通知をすること）を重視した各件毎の審査期間管理の導入、出願早期公開制度の検討、権利発生日の遡及、早期審査制度の充実といった施策の必要性がある。

(イ) 意匠権の範囲、内容について

従来から意匠権の内容等については種々の検討がされてきたが、意匠権の明確化、強化についての検討が重要である。

・ 権利範囲の明確化

以前から、意匠権の及ぶ範囲が把握しにくいとの指摘がされてきた。これには意匠権者が権利行使する際に自己の権利範囲がわかりにくいという面と、第三者の創作意匠が、ある意匠権の範囲内か否かがわかりにくいという面の両面があり、これに対して、創作の要部主張、クレーム記載制度、レファレンス（参考文献）の公報への掲載、出願時の先行意匠情報記載といった対応策を検討すべきである。

・ 意匠権の強化

類似意匠制度…デザイン開発の実態と、先願主義を採っている意匠制度への対応のため、意匠開発の割合早い時期に本意匠を出願し、実際に製品化される意匠はその後類似意匠として出願することとなるため、侵害問題が発生する意匠は製品化された類似意匠である場合が多いのが実状となっている。しかし、訴訟の場では、類似意匠に基づく侵害の成立が認められるケースが極めて少なく、ほとんどの場合、類似意匠の侵害としてではなく本意匠の意匠権侵害に対する成否の問題として訴訟が進められることとなる。これは、類似意匠制度が、本意匠権の類似の範囲を確認するためのみに設けられているとの考え方に基づくものであるが、一方で、前述のようなデザイン活動の実態の中で、類似意匠も創作された一つの意匠であるから、独自の意匠権の効力を認めるべきである。

創作容易性…意匠権強化の観点から、創作水準の高い意匠登録の率の拡大を図るため、創作容易性の要件を周知形態に限らず「先行する公知意匠から容易な創作」に改めるべきである。

意匠権の存続期間…短ライフサイクルデザインの保護の必要性が指摘される一方で、意匠権の現存率の経年推移をみると、意匠権の期間が満了する15年目の現存率は特許権とほぼ同率かむしろ高くなっており、短ライフサイクルデザインの保護が望まれる一方で、ライフサイクルの長い意匠の存在がうかがえる。ライフサイクルの長いデザインについて配慮するため、意匠権の存続

期間についても特許と同様に出願から 20 年とすべきである。

(ウ) 未保護デザインの保護

近年、デザイン活動の範囲が創作対象の広がりを含んで広範な分野に及んだことから、これまで予想し得なかった対象にも保護の要請が出てきている。

ものに係るデザイン…物品の部分、システムデザイン

ものを離れたデザイン…不動産、アイコン、タイプフェイス、模様のためのデザイン、ピクトグラム（絵文字）等

(エ) 意匠制度の国際化

意匠保護制度は、工業所有権法の中でも各国の立法の相違が大きい、広域保護の要請を反映した国際化の動きに合わせて、GATT/TRIPS への対応や、ヘーグ協定新アクトへの加盟を前提とした検討を行った。

・ ヘーグ協定新アクトへの対応

ヘーグ協定新アクトの目的は、各国での保護取得を容易にすることであり、それらの国々の法制の調和ではないものの、加盟を前提とした検討をした。

審査処理期間の管理…ヘーグ協定新アクトは、審査国に対して国際登録の効力を認めるか否かを判断し通告するための拒絶通告期間を設けているが、これまでの議論の経緯から拒絶通告期間は短縮化の傾向にあり、また、その期間内に全件のファーストアクションをすることが要件となる。

先願待ち情報の通知…拒絶通告期間内に全ての出願につき効力発生の適否判断を通告するためには、本願意匠に類似すると判断される先願意匠の処分が未確定であるために拒絶理由を通知できない状態（いわゆる先願待ち状態）を解消する必要がある。

図面記載要件等の弾力化…我が国の図面の記載要件につき、ヘーグ協定の検討の場合等で、各国の運用との比較において緩和を求める声がある。

一意匠一出願の見直し…我が国は、一意匠ごとに出願することを義務づけているが、ヘーグ協定では、ロカルノ国際意匠分類の同一クラス内であれば複数意匠を一出願とすることが認められている。

ロカルノ国際意匠分類…ヘーグ協定への加盟に際してロカルノ協定への加盟は要件となっていないが、意匠公報へのロカルノ分類の併記等により諸外国での我が国意匠公報の利用価値を高める必要性を考慮して、ロカルノ協定への加盟を検討すべきである。

(オ) 保護形態の多様化

デザインの対象が、芸術的領域に近いものから技術的領域に近いものまで連続的に存在しており、また、形態性に創作の要旨があるものから思想性（アイデアやコンセプト）に要旨があるものまで、あるいは、デザインごとの形態変化の大きい分野から細かい分野まで様々な状況があるので、デザインの特質に応じた保護のあり方が検討されるべきである。

アンケート等によれば審査制度の維持の要望は強く、無審査主義に移行すべきとの意見はわずかであるが、今後創作の幅が比較的狭く審査がなじみにくいデザインの保護を検討する場合などに、一部無審査制度の導入についても検討の要請がある。

(3) 意匠保護を支える周辺システム

① 意匠情報提供の必要性

意匠情報の提供については、すべての技術分野について、全国的に最低限必要な利用が確保されること、提供が安定的・継続的に行われ不意の中断がないこと、受益と負担の衡平性が確保されること、国際的に相互交流の拡大が可能であることを念頭に推進する必要がある。

② 提供が望まれる具体的意匠情報

(ア) 意匠公報

先行周辺意匠情報の拡充、途上国における審査資料としての有効利用のため、「意匠に係る物品」、「意匠権者」等の英文併記、ロカルノ国際意匠分類の併記等が望まれている。

(イ) 出願関係資料及び公知資料

出願前の先行意匠調査等のために、拒絶確定先願を含む出願関係資料及び審査用公知資料の一般公開が望まれている。

(ウ) D ター ム

意匠審査事務処理機械化の中で意匠検索ツールとして開発しているDタームを公開し、出願資料及び公知資料の検索の容易化を図ることが望まれている。

③ 意匠情報の提供形態

(ア) C D - R O M

大容量のC D - R O Mによる意匠公報は、現行の紙公報の数冊分が収録できるため発行間隔の長期化が予想される。そこで、例えば分野別登録意匠集といった付加価値を付けた情報提供の形態とすることが考えられる。

(イ) オンラインサービス

今後、先行意匠調査等への活用のため、図面を含む意匠情報について民間情報提供機関によるオンラインサービスの充実が要請されている。

(4) 我が国における意匠制度のあり方（「意匠」保護から「デザイン」保護へ）

意匠制度ラウンドテーブルの検討においては、意匠法に定義される「意匠」の範囲に止まらない、より幅広い「デザイン」を保護対象として視野に置くべきであること、及び経済活動において国境がなくなりつつある今日における意匠保護制度について、国際的ハーモナイゼーションの観点が不可欠であることなどが指摘された。

これらの指摘点を基調とした種々の議論は、早期保護、幅広い保護、簡素な手続の3つに集約される。

この基本認識を踏まえて、意匠法が「デザイン」で総称される多くの創作活動に着目し、その成果を保護し利用を図ることによって創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する目的のために立法された制度趣旨に立ち返り、見直しを進めていくことが求められている。

第3節 意匠制度検討特別委員会

1 設置の趣旨

我が国のデザインは、戦後、大量生産・大量消費のメカニズムの中で積極的なモデルチェンジにより新製品を生み出し続けるのに一定の役割を果たしてきた。そうした過程で、我が国のデザイン力は、

昭和 34 年意匠法制定時に比較して大幅に向上し、企業経営にとってもデザインが重要な一要素であるとの認識が強くなってきた。そして、我が国の産業が、従来のようなキャッチアップ型発展過程から脱却し、活力を維持し、世界のフロンティアの一員として発展していくためには、技術やデザインに基づく製品の差別化を図り、オリジナリティに基づく付加価値の高いモノづくりを目指していくことが重要になってきた。

このような状況を踏まえ、意匠制度に課せられている今日的な課題は、オリジナリティのある競争力の源泉となるデザインに対し、早く、的確に、明確な権利を与える制度とすることであった。

また、国際的側面においても、意匠の国際登録システムに関する条約であるヘーグ協定との協調など、国際的な整合性にも配慮し、制度のよりよいあり方について検討する必要があった。

以上を踏まえ、「国際化時代に対応した創造的なデザインの保護強化」を基本的理念として、法制度・運用の両面から制度全般を見直していくため、意匠制度に関する諸問題を調査、検討し、提言することにより、意匠制度の発展に寄与することを目的として「意匠制度検討特別委員会」は発足した。

2 開催概要

- 第 1 回：平成 8 年 10 月 11 日 議題「意匠法検討経緯及び国際潮流」
「企業から見た意匠制度の問題点の概要」
- 第 2 回：平成 8 年 10 月 25 日 議題「企業から見た意匠制度の問題点及び要望」
- 第 3 回：平成 8 年 11 月 11 日 議題「多意匠一出願制度」
「システムデザインの保護」
- 第 4 回：平成 8 年 11 月 22 日 議題「部分意匠等保護客体の見直し」
「創作の特徴記載制度」
「願書、図面記載要件の見直し」
- 第 5 回：平成 8 年 12 月 13 日 議題「出願公開制度」
「保護要件の見直し」
「その他（訂正審判制度、権利期間の延長等）」
- 第 6 回：平成 9 年 1 月 10 日 議題「無審査制度」
「類似制度の見直しと意匠の包括的保護」
- 第 7 回：平成 9 年 1 月 31 日 議題「拒絶確定出願等の“先願の地位”」
「アンケート調査結果等を踏まえた検討」
- 第 8 回：平成 9 年 2 月 21 日 議題「無審査制度」
「報告書骨子（案）」
- 第 9 回：平成 9 年 3 月 12 日 議題「報告書（案）」

3 構成メンバー

- | | | |
|-----|---------|--------------------|
| 委員長 | 中山 信 弘 | 東京大学法学部 教授 |
| 顧問 | 満 田 重 昭 | 千葉大学法経学部 名誉教授 |
| 委員 | 牧 野 利 秋 | 東京高等裁判所 判事 |
| | 松 尾 和 子 | 弁護士 |
| | 吉 原 省 三 | 弁護士 |
| | 青 木 博 通 | 弁理士会 意匠委員会 委員長，弁理士 |

斎藤 暲二	弁理士
鹿又 弘子	弁理士
小橋 馨	神戸学院大学法学部 助教授
田村 善之	北海道大学法学部 助教授
井上 由里子	筑波大学大学院社会学系 助教授
笹川 徹	日本知的財産協会 意匠委員会 委員長 ぺんてる(株)特許部 副部長
内田 好郁	(株)東芝 知的財産部 意匠・商標担当 グループ長 [(社)日本電子機械工業会]
小田 富士雄	富士ゼロックス(株) 技術資産統括センター 知的財産部 理事・部長 [(社)日本事務機械工業会]
粕谷 一雄	日産ディーゼル工業(株) 開発管理部知的財産グループ総括 [(社)日本自動車工業会 知的財産部会意匠分科会座長]
後藤田 章	トステム(株)特許室長 [(社)日本建材産業協会]
佐野 寛	(社)日本グラフィックデザイナー協会 創作保全委員会 副委員長 [日本デザイン団体協議会]
篠原 俊次	(株)富士通 法務・知的財産権本部法務部長 [(社)日本電子工業振興協会]
杉浦 俊作	(株)資生堂 パッケージ制作部長
田畑 正夫	ライオン(株) 特許部主任部員 [(社)日本食品特許センター 意匠委員会委員長]
長坂 信	刈谷木材工業(株)総合研究室 取締役室長 [(社)日本家具デザインセンター]
水野 清	(株)トミー 管理副本部長兼法務室長 [(社)日本玩具協会]
山田 隆敏	(株)スエヒロ代表取締役社長 [日本プラスチック日用品工業組合]
渡辺 省三	(株)レナウン業務統轄法務グループ長 [日本アパレル産業協会]

(敬称略)

4 報告書『国際化時代に対応した創造的デザインの保護強化』の概要

報告書の概要は、以下のとおりである。

(1) 早期保護の実現

早期保護の実現のための運用施策である、「意匠登録1年化計画(DR1計画)第2期計画」の推進や、運用の改善によってもなお十分な保護が困難な、早期に実施されるデザイン、ライフサイクルの短い製品デザインの保護について、制度改正による対応の検討が必要である。

① DR1 計画

早期保護の実現のため、運用改善策による処理期間の短縮化を目標とするDR1 計画第2 期計画の推進、電子出願の開始に伴う事務処理の効率化などの特許庁施策の達成が強く望まれる。

② 早期保護への制度的対応

意匠制度及び運用諸施策の目標によっても、なお十分な保護を図ることができない分野、すなわち、日用品、雑貨、ファッション製品等の早期に実施されるデザイン、ライフサイクルの短い製品デザインを含む意匠の早期保護への要請を踏まえた制度的対応の検討に関しては、設定の登録までの間に、何らかの事由により補償金請求権、模倣排除等の仮の保護を付与する方法と、簡易な保護システムを併設する方法が考えられ、それぞれ具体的には、出願公開制度を取り入れて公開に伴う何らかの保護を与える対応、審査に基づく現行意匠制度と別に無審査による保護の枠組みを併設する対応とが考え得る。

結論として、早期保護への対応についても審査を望む声は多く、今後も、基本的に審査主義を維持した上で、早期保護を図ることが適切と考えられるが、仮に制度的対応をするとした場合は、出願公開制度の導入及び無審査登録制度の併設について、より早期に権利行使を可能とする観点、権利の濫用の防止、権利の安定性の確保、権利者と第三者との適切なバランスの確保等を考慮して慎重に検討して行くことが必要である。

(2) 広く強い権利の実現

今後とも、我が国の製品が国際競争力を維持・強化していくためには、魅力ある製品開発のためのデザイン力の向上が不可欠となっており、オリジナリティの高いデザインの創作に、より強いインセンティブを付与することが求められている。

また、昭和34 年意匠制度制定当時に比して、デザイン創作の対象に変化が見られ、産業のソフト化、情報化の急速な進展にともなって、必ずしも物品と一体化しないデザインの開発が活発化してきている中で、保護対象を見直し、デザイン開発実態に合致した意匠保護の実現を図ることが求められている。

① 創作容易性

創作性の高い意匠の創作にインセンティブを与えるため、強くて広い意匠権となるように意匠法が保護対象とする意匠の「創作非容易性の要件」を引き上げ、創作性の高い意匠の保護を図ることが必要である。具体的な法律上の手当については、創作容易性の判断基準を「周知意匠」から「公知意匠」に広げることが適当である。

② 機能のみに基づく意匠

装飾的な面よりも主として技術的な面から形態が決定されるデザインを意匠法で保護すると、技術の不当な独占を招くおそれがあること、技術的形態は特許・実用新案法で保護されるべきものであること、また諸外国で機能的意匠を保護除外とする国が多いことを考慮し、機能にのみ基づく意匠を保護除外とする旨の明文規定を設けることが適当である。

特に、今回の制度見直しの中で検討されている「部分意匠」保護の導入との関係において、機能的な部分が部分意匠として保護されることにより、不当な実施の独占から競争制限的な弊害を生じるおそれがあることを考慮すると、保護除外とすることを明確にする必要性は大きい。

③ 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠

意匠が視覚的なものである以上、現実に出所表示の機能を果たしている場合があり、他人の業務

に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠は、意匠登録を受けることができない旨を引き続き規定しておくことが適当である。

④ 拒絶確定出願等の扱い

拒絶の確定した出願等に「先願の地位（後願排除効）」を認める現状の扱いは、国際的に見ても特異であり、「先願の地位」を認めないことにより拒絶確定出願等が審査サーチ対象資料から除外され、早期処理への効果も期待できるところから、拒絶がすでに確定してダブルパテントが生じるおそれのない出願等に「先願の地位」を認めない方向で検討することが適当である。

⑤ 部分意匠の保護

意匠の創作の評価が物品の全体観察を通じて把握されることから、物品の部分に創作の意図があっても、全体観察の中でその特徴が希釈化されてしまうことがあるため、独立した製品として流通しない物品の部分の形態についても保護の要請がある。

物品を特定することなどにより第三者とのバランスに留意しつつ、部分が明瞭に把握でき、権利が及ぶ物品の範囲が明らかである等一定の要件を満たす「部分意匠」に意匠権を付与し、保護を図る方向で検討することが適当である。

⑥ 模様のみ在意匠の保護

昭和 34 年意匠法は、物品を離れた模様のみからなるデザインを保護対象としていないが、同じ模様を有する皿、茶碗、コップなどを、模様をみのデザインを出願することにより保護を受けたいとの要請がある。

物品の表面に付す模様も、独立して視覚を通じて美感を起こさせるものであること、物品によっては模様の特徴ある創作があり模様をみの保護の要請も高いことから、一定の要件を満たす模様について一定の物品の範囲内において意匠権を付与することの可能性を検討することが適当である。

⑦ アイコン・ピクトグラフ等の保護

コンピュータ操作の処理内容を示すアイコン、言語の代替的機能を持つピクトグラフは、その公益的機能、標準化の要請等を考慮すると、意匠法による保護は慎重にすべきである。

(3) 的確な権利形成

① 類似意匠制度の見直し

侵害訴訟事件で類似意匠の意匠権に独自の効力が認められない等デザイン開発実態に合致していない点、本意匠と類似意匠の関係の判断に多くの審査労力を費やしている点、出願変更手続が煩雑である等の類似意匠制度が有する弊害を除去するため、廃止も含めて類似意匠制度を見直し、同時期に開発された意匠について、主従の関係（本意匠と類似意匠との関係）に関わりなく、独自効力を付与し保護を得られるようにすることが適当である。

その際、新しい制度にする場合には、早期保護の観点から審査負担にならない制度とすべきであり、早期保護が犠牲とならないように配慮すべきである。

また、新たな権利について、複数の権利が互いに従属するものとした場合には、それぞれ分離移転を可とするか否か等の取り扱いについては、更に検討を加える必要がある。

② システムデザイン等の保護

製品のデザイン、設計、開発が総合的に行われるようになり、類似の物品を超えた 2 種以上の物品の組み合わせからなるシステムデザイン、あるいはセット物としてデザインされる創作分野の拡大が認められることを踏まえ、昭和 34 年意匠法で 13 品目に限定されている組物の意匠の対象品目

を拡大する、あるいは、組物の概念を定義し直して、要件を満たす場合には保護する方向で見直すことが適当である。

また、各構成意匠の独自効力の可能性、全体で権利行使するものには各構成意匠ごとの登録要件を付加しない方向につき検討することが適当である。

③ 特徴記載制度の導入

意匠の要部の認定、あるいは、周辺の近似する意匠の存在等の把握が困難であることから意匠の権利範囲が判りにくいとの指摘に対して、創作された意匠の特徴を出願人が自ら主張する任意の「特徴記載制度」の導入等により、権利範囲の明確化を図る方向で検討することが適当である。

ただし、制度全体として早期処理の促進は必要不可欠であり、特徴記載は出願人の自己責任において行うこととし、記載内容への特許庁の関与については、早期処理の観点を考慮して制度全体を検討することが適当である。

(4) 手続の簡素化（ユーザーフレンドリーな制度）

市場がグローバル化した中であって、デザインの保護についても、意匠の国際登録システムに関する条約であるヘーグ協定の改正検討の場などを通じて、国際的な制度調和が求められている。

① 多意匠一出願制度の導入

ユーザーフレンドリーな制度を確立するとの観点、ヘーグ協定改正の動向も視野に入れつつ国際的な整合性を図るとの観点から、複数の意匠を一括して出願できる「多意匠一出願（多件一通）制度」を導入する方向で検討することが適当である。

なお、他の審査主義国において多意匠一出願制度を導入している国はあまりなく、我が国への導入を検討するにあたっては、手続全体として出願人が得られるメリットと行政負担（事務処理システム等の問題）等のデメリットとを十分に比較検討する必要がある。

② 願書・図面記載要件の簡素化

諸外国に比して厳しすぎると指摘されている「願書・図面の記載要件」について、要件の緩和による簡素化を図るとともに、コンピュータによるデザイン・設計手法の急速な浸透を踏まえて、多様な作図表現を容認することにより、ユーザーフレンドリーな制度の実現をめざすことが必要である。

第4節 意匠制度ワーキンググループ

1 開催概要

第1回：平成9年4月7日 議題「出願公開について」

第2回：平成9年4月18日 議題「類似意匠制度の見直しについて」
「システムデザイン等の保護について」
「訂正審判制度について」

第3回：平成9年5月9日 議題「特徴記載制度について」
「拒絶先願・放棄出願の地位について」
「保護要件の見直しについて」

第4回：平成9年5月20日 議題「部分の意匠」・「模様の意匠」の保護について」

- 第5回：平成9年5月29日 議題「出願公開制度について」
「早期審査制度について」
「類似意匠制度について」
- 第6回：平成9年6月9日 議題「機能のみに基づく意匠」の保護除外について」
「願書・図面記載要件の簡素化について」
「多件一通出願制度について」
- 第7回：平成9年6月23日 議題「部分意匠の保護について」
「システムデザイン等の保護について」
- 第8回：平成9年7月11日 議題「模様の意匠の保護について」
「拒絶確定先願等の先願の地位について」
「意匠法改正のあるべき方向性について」
- 第9回：平成9年8月25日 議題「類似意匠制度の見直しについて」
「拒絶確定先願等の先願の地位について」

2 構成メンバー

中山信弘 委員長（東京大学法学部教授）以下、庁内外の意匠制度有識者10名により構成。

第5節 工業所有権審議会意匠小委員会

1 工業所有権審議会意匠小委員会の設置

意匠小委員会は、意匠制度のあり方に関し、内外経済環境の変化、国際的な整合性等を勘案しつつ、手続の簡素化を含め、幅広い観点から調査、検討を行うため、平成9年4月24日に開催された第33回工業所有権審議会総会において、法制部会の下に設置された。

以降、計7回の会合を開催し、多数の検討項目について審議を行い、報告書『デザイン創造時代に向けて』がとりまとめられた。

この報告書をうけて、工業所有権審議会は、工業所有権制度の改正について、同年12月に開催された審議会総会において「意匠制度の見直しについて」と題する答申として発表し、堀内光雄 通商産業大臣 に提出した。

2 開催概要

- 第1回：平成9年6月17日 議題「意匠制度をめぐる問題とその検討状況について」
「意匠制度のあり方に係る検討事項について」
- 第2回：平成9年7月30日 議題「意匠審査の迅速化について」
「意匠の早期保護（無審査登録制度の併設、出願公開制度の導入）について」
「早期審査制度の法制化について」
「創作容易性要件の引き上げについて」
「機能のみに基づく意匠の保護除外について」
- 第3回：平成9年9月9日 議題「類似意匠制度の見直しについて」

「拒絶確定先願等の先願の地位について」

第4回：平成9年9月25日 議題「部分意匠の保護、模様のみ在意匠の保護について」

「システムデザイン等の保護について」

第5回：平成9年10月14日 議題「願書・図面記載要件の多様化・簡素化について」

「特徴記載制度について」

「早期審査制度について」

第6回：平成9年10月29日 議題「類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設について」

3 構成メンバー

委員長	中山 信 弘	東京大学教授
委員	井 上 由里子	筑波大学助教授
	上 田 昌 男	日本知的財産協会意匠委員会委員長
	内 田 好 郁	株式会社東芝知的財産部意匠・商標担当グループ長 社団法人日本電子機械工業会
	小 川 眞 一	弁理士会意匠委員会委員長
	小 野 雅 文	社団法人発明協会理事長
	恩 田 博 宣	弁理士会副会長
	斎 藤 瞭 二	弁理士
	佐 藤 恵 太	中央大学助教授
	佐 野 寛	東京学芸大学教授 日本デザイン団体協議会
	滝 口 忠 彦	マツダ株式会社専務取締役 社団法人日本自動車工業会技術管理委員会委員長
	竹 田 稔	東京高等裁判所判事
	竹 原 あき子	和光大学教授
	田 村 善 之	北海道大学助教授
	富 山 幹太郎	株式会社トミー代表取締役社長 社団法人日本玩具協会
	永 岡 文 庸	日本経済新聞社論説委員
	中 野 謙 一	日本知的財産協会常務理事
	中 山 悦 朗	株式会社レナウン常務取締役 日本アパレル産業協会
	西 川 禎 一	日本商工会議所常務理事
	福 田 忠 夫	新日軽株式会社常務取締役 社団法人日本建材産業協会
	藤 沢 寿 郎	株式会社I N A X 取締役
	松 尾 和 子	弁護士
	山 本 哲 也	社団法人日本デザイン保護協会常務理事
	吉 原 省 三	弁護士

(敬称略)

4 意匠小委員会報告書『デザイン創造時代へ向けて』の概要

報告書の概要は、以下のとおりである。

(1) 制度見直しの方向性

・ 制度見直しのポイント

(ア) 創造的デザインの保護（広く強い権利）の実現

創作容易性水準の引き上げ…創作性の高い意匠の創作に我が国のデザイン活動を誘導するため、創作容易性の判断基準を引き上げることが適切である。

部分意匠等の保護導入…製品のデザインレベルの高い部分等のデザイン創作を、意匠法による保護の対象とすることが適切である。

類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の導入…優れたバリエーションのデザイン創作に対し、各々独自の権利行使が可能となる制度とし、広く保護することが望まれる。ただし、早期保護の達成に加え、より創造的なデザイン創作のインセンティブを強化するため、事後的な小幅の改良には意匠権による保護を与えず、同人、同日の出願に限りバリエーションの意匠登録を認めることが適切である。

システムデザイン等の適切な保護…システムキッチン等システムデザインを保護対象とするため、「組物の意匠」の登録要件は、組物の意匠全体のみ求められる制度とするとともに、「組物の意匠」として認められている品目を拡大することが適切である。

(イ) 国際化時代への対応

機能にのみ基づく意匠の保護除外…意匠権による技術の不当な独占を防止するため、機能にのみ基づく意匠を登録の対象から除外する旨の明文の規定を設けることが適切である。

拒絶確定出願等の先願の地位の見直し…拒絶の連鎖（拒絶確定出願による後願の拒絶が連続的に発生する状態）、ブラックボックス（何によって出願が拒絶されるかが出願人に解らない状態）を解消するために、拒絶確定出願等には「先願の地位」を認めないこととすることが適切である。

(ウ) 利用者の使いやすさの向上

願書・図面記載要件の多様化・簡素化…図法に関する要件を緩和して多様な図面表現を容認し、六面図の提出義務を撤廃して、簡素化を図ることが適切である。

特徴記載制度の導入…創作された意匠の特徴がどこにあるのかを出願人自らが記載することのできる制度を創設することが適切である。

(エ) 早期保護の実現

意匠の早期保護…意匠の保護においては、安定した権利による早期の保護が求められているので、そのためには、審査を迅速に行い、早期に権利設定することができる仕組みを作ることが必要である。このため、DR1 計画の推進等の意匠の早期保護のための運用施策の推進が極めて重要である。

また、他の出願に優先して審査を行う早期審査制度については、運用による制度の利用条件が大幅に緩和されており、その着実な運用により早期保護のニーズに応えていくことが重要である。

DR1 計画等の運用施策の着実な推進、不正競争防止法による保護等を前提として、無審査制度を併設すること、出願公開制度を創設することは何れも見送ることが適切である。

(2) 意匠制度を巡る環境の変化と見直しの視座

- ・ 制度改正の必要性及び方向性

国内外の経済状況等の変化を背景として、我が国産業が、創作性の高いデザインを創作することにより製品を差別化し、製品の競争力を高め、国際的な大競争時代を勝ち抜いていくためには、高いレベルのデザイン創作を適切に保護し、レベルの高い創作の適正な競争を促す仕組みを構築することが必要であり、さらに経済活動のグローバル化の進展に応じた制度的対応も重要である。

また、近年の多様化するデザイン開発実態に対応した保護を実現し、デザインの模倣を防止して、デザイン開発への投資をより一層活発にするためには、多様なデザインを簡便な手続により、幅広く保護し、強い権利を容易に行使することができる仕組みの構築も必要である。

第6節 平成10年改正の主な内容

平成10年の改正では、特許法等の共通改正項目として、損害賠償制度の見直し等について意匠法も連動して改正された部分があるが、本節では、意匠法のみに関する改正の概要について記す。

1 意匠登録の要件の改正

(1) 創作容易性水準の引き上げ

我が国産業の発展に資する創造的デザインの創作を促すために、創作性の高い意匠の的確な保護を図ることを目的として、意匠法第3条第2項に規定される創作容易性の要件を引き上げて、公知の意匠やモチーフに基づいて容易に創作できた意匠も拒絶・無効の対象となるように改めた（意匠法3条2項）。

(2) 部分意匠等の保護導入

これまで、物品の部分に係る意匠は、独立した製品として流通しないものであることから意匠法の保護対象とならなかったが、この点を見直し、物品の部分に係る形状等について独創性が高く、特徴のある創作をした場合には、「部分意匠」として、その部分のみについても意匠登録を受けられることとした（意匠法2条1項）。

(3) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

意匠公報に掲載された先願の意匠に対して、その出願の願書及び願書に添付された図面等に表された意匠の一部と同一又は類似する意匠に係る後願の部分意匠がある場合、その後願の意匠は、すでに実質的に存在する先願の意匠に関して、その一部を部分意匠の意匠登録出願とすることにより請求の態様を変えたものにすぎず、新たな創作としての価値を生じていないものであることから登録を受けることができないこととし、先願の意匠公報発行の前に出願され、意匠全体としては類似しないものであっても、先願の意匠の一部と同一又は類似する後願の意匠は、意匠登録を受けることができないものとする規定を設けた（意匠法3条の2）。

この規定は、完成品と部品、及び、組物の意匠とその構成物品の意匠との関係においても適用される。

(4) 類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設

同じデザインコンセプトから同時期に創作された意匠を同等の価値を有するものとして保護することを目的として、従来の類似意匠制度を廃止して、新たな類似する意匠の保護制度（＝関連意匠制度）を創設した（意匠法 10 条）。

新たな関連意匠制度では、類似する意匠が同一出願人によって同日に出願された場合に限り関連意匠として意匠登録を受けることができる。

この同一人に係る同日の類似する意匠は、主従関係（主＝本意匠、従＝関連意匠）を設けて登録し、移転、権利期間等について制限が設けられている（意匠法 21 条、22 条）。

関連意匠の意匠権は通常の意匠権と同様のものであり、関連意匠の出願は、手数料、登録料とも通常の意匠登録出願と同額となる。

本意匠の意匠権が存続期間の満了により消滅した場合は、関連意匠も共に消滅するが、存続期間の満了以外の理由で本意匠の意匠権が消滅したときは、関連意匠の意匠権は存続する。

(5) 新たな組物の意匠（システムデザイン等の適切な保護）

システムデザイン等を保護対象に加えて保護の拡大を図るため、従来「組物の意匠」として認められていた別表掲載の品目を拡充することとした。

また、新たな「組物の意匠」は、各構成物品ごとに登録要件を課さずに、組物の意匠全体にのみ登録要件を満たしていることを求め、権利行使についても、構成物品ごとには行使できず組物の意匠全体としてのみ行使できるものとした（意匠法 8 条）。

(6) 機能にのみ基づく意匠の保護除外

意匠法においては、美的、装飾的価値の観点から創作性の高いものを保護すべきであり、機能的考慮にのみ基づく形状は特許法、実用新案法で保護されるべきであること、あるいは、純粋に機能的な形状が意匠権によって独占されることによる弊害が、部分意匠の保護の導入によって一層顕在化するおそれがあること、また、諸外国では機能にのみ基づく意匠を保護対象から除外している国が多いこと等から、機能にのみ基づく意匠を登録の対象から除外することとして、新たに拒絶・無効の対象とする規定を明文化した（意匠法 5 条 3 号）。

(7) 拒絶確定出願等の先願の地位の見直し

意匠登録出願が取り下げられ、又は却下された場合に加えて、拒絶すべき旨の査定若しくは審決が確定した場合等についても、先後願関係の判断において、意匠登録出願は初めからなかったものとみなされることとした（意匠法 9 条 3 項）。

なお、同一又は類似する意匠について同日になされた複数の意匠登録出願について協議が整わないときは、いずれも意匠登録を受けることができないが、この場合の拒絶確定出願には先願の地位を認め、その意匠登録出願に係る願書及び添付した図面等の内容が公報に公示されることとした（意匠法 66 条 3 項）。

また、自己の拒絶された意匠が、第 3 条第 1 項各号に該当するものであり、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したものであって、他人が後日に出願した意匠の登録の際現に自己の出願意匠（拒絶された意匠）の実施等をしている者は、後願に係る意匠権に対して通常実施権を有することとした（意匠法 29 条の 2）。

2 意匠の表現方法の多様化等

(1) 願書・図面記載要件の多様化，簡素化

これは法律改正事項ではないが，正投象図法により同一縮尺で作成した一組の図面によって記載することとしていた従来の願書・図面の記載要件を見直して，多様な図法・図面表現を容認すると共に，意匠を十分かつ明確に表すために必要な図面数を減少させることにより，要件の簡素化を図る方向で省令が改正された。

具体的には，正投象図法以外の立体図法や凹凸を表すための陰影表現の容認，意匠の特定のための文章説明の活用，コンピュータを用いて作成した画像を出力したものの容認などが挙げられる。

(2) 特徴記載制度の導入

これも法律改正事項ではなく，省令として定められたものだが，出願意匠の創作の特徴に関する情報を事前に提出することによって審査の正確さと迅速化を図り，また，第三者に権利解釈のための関連情報として提供することを目的として，出願人自らが創作し意匠の特徴について主張することができる特徴記載制度が導入された。

特徴記載は，提出を義務化せずに，出願人が任意に記載して提出することができるものとし，また，審査の要処理期間への影響を避けるため，特許庁は形式的チェック（字数，出願人との同一性等）のみを行い実体的な内容の適否についての判断は示さない。

なお，特徴記載の内容は，意匠公報に掲載されるが，権利解釈の関連情報として提供されるものであり，解釈に混乱を生じさせぬように記載内容の適否について特許庁が判断を示していないものであることが注記された（意匠法施行規則 6 条）。

第7節 産業財産権法のその他の改正（平成2年～平成10年）

平成2年から平成10年までの産業財産権法の改正は、主に、権利付与の迅速化のための改正や、国際調和を目的とする改正がおこなわれた。

平成2年の改正は、工業所有権（現在の産業財産権）に関する「手続の円滑な処理」・「情報の利用促進」などを目的として、書類に基づいて規定している当時の工業所有権四法に関して、電子情報処理システムを使用して手続をおこなうための特例などが定められた。

平成5年の改正では、「補正の適正化」、「審判手続の簡素化」、「実用新案制度の見直し」などの改正がおこなわれた。特許法において、補正に関する大幅な見直しがなされたが、意匠法においては従来の補正制度の存続が望まれていた。そこで、それまで特許法を準用していた規定を一部廃止し、意匠法の中に補正に関する規定が新たに設けられた。また、実用新案制度の見直しにより実用新案権の無審査制度が導入された。すなわち、出願後、方式審査と基礎的要件の審査のみがおこなわれ、実体審査がおこなわれずに権利付与がなされる制度に改められた。

続く平成6年は、WTO・TRIPS協定、日米包括協議における合意など、当時の工業所有権制度の国際調和の動きに対応して、特許法の大幅な改正がなされた。その際、意匠法においても特許法と同様に、「実施」の定義に「譲渡若しくは貸渡しの申出」が、新たに追加された。

一方、平成8年は、商標法条約に対応するために商標法の大幅な改正がなされ、立体商標制度、団体商標制度が新たに導入された。それと連動して、商標法の改正と同じ趣旨のもと、意匠登録出願に関しても分割の時期の改正がおこなわれた。ただし、改正趣旨は同じとするものの、意匠法における分割時期は商標法のものとは異なり、「審査、審判又は再審に継続している場合」と改められている。

以上が、平成2年から平成10年の間の産業財産権法の主な改正内容であるが、産業財産権法以外の法改正のうち、意匠法と関係の深いところでは、平成5年に不正競争防止法の一部が改正され、商品の形態模倣行為が不正競争の定義に加えられている。

引用文献 特許庁意匠課編『意匠制度この10年の歩み』（1999年）

参考文献 特許庁制度改正審議室編『平成6年改正 平成8年改正 平成10年改正 工業所有権法の解説』（発明協会）
特許庁制度改正審議室編『平成11年改正 工業所有権法の解説』（発明協会）
特許庁制度改正審議室編『平成14年改正 産業財産権法の解説』（発明協会）
特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説（第17版）』（発明協会、2008年）
通商産業省知的財産制作室監修『逐条解説不正競争防止法』（有斐閣、1994年）
特許庁『改正特許法及び実用新案法の概要とその運用』（1993年）

参考Webサイト 特許庁「産業財産権法（工業所有権法）の解説」
http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/sangyou_zaisanhou.htm